

障がい者スポーツ普及・促進事業助成金交付要綱

(総 則)

第1条 岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）は、障がい者スポーツの普及・促進（以下「普及促進事業」という。）に掛かる経費を助成するものとし、その交付に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 競技団体及びクラブ並びにサークル等（以下「団体等」という。）が、普及・促進を目的として実施する教室及び記録会、講習会並びに各種大会（以下「事業等」という。）の開催や、団体等の日常的な活動を支援し、以て障がい者がスポーツに親しむ機会の拡大及びスポーツを通じた障がい者の社会参加促進を目的とする。

(助成対象団体等)

第3条 助成の対象となる団体等は、以下のとおりとする。

- (1) 本県に活動拠点を置き、3年以上の活動実績がある団体等
- (2) 目的に沿った事業を実施、又は日常的、定期的に（概ね1ヶ月1回以上）活動している団体等
- 2 特別支援学校等の部活動は助成対象としない。
- 3 その他、審査会が適当と認めた団体等は本条各項の限りとしない。

(助成対象事業等)

第4条 団体等が実施する以下の事業等、又は団体等が日常的に行う活動の運営経費を助成の対象とする。

- (1) 本要綱の目的に沿った事業等
- (2) 新たに、障がい者スポーツに取り組もうとする者が参加できる事業等
- (3) その他、別途設置する審査会が適当と認めた事業等
- 2 現在、団体等を構成（又は加入）している者（以下「構成員」という。）が日常的、定期的に行う練習会等の活動

(助成対象経費等)

第5条 対象となる経費は別表のとおりとする。

- 2 助成対象の事業等及び団体等の運営に掛かる経費であっても、別表に示す以外は対象とならない。
- 3 領収証等証拠書類の原簿は、事業実施団体において向こう5年間保存し、必要と認めた場合は本会の要請に応じて一時提出するものとする。
- 4 その他、会計事務に関する事項については、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第6条 普及促進事業助成金交付申請書（第1号様式）に、その他関係書類を添えて、本会が示した期日までに本会会長（以下「会長」という。）宛に提出するものとする。

- 2 交付申請は、申請する団体等の代表者（以下「団体代表者」という。）が行うものとする。

(助成金交付団体及び額の決定)

第7条 交付の可否については、申請書の内容を審査会で審議し、額の決定を行う。

2 本会は、審議した結果を申請のあった団体代表者に通知するものとする。

3 交付を決定した団体等へは、概算払いの方法により指定された口座に振り込むものとする。

(状況報告)

第8条 団体代表者は、本会会長が必要と認めた場合にはその指示に従い、事業遂行状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 団体代表者は、交付を受けた年度内に、事業実績報告書（第2号様式）を本会会長宛に提出しなければならない。

(助成額の確定)

第10条 本会会長は、前条の事業実績報告書を精査し、事業費の額の確定を行い、団体代表者に通知するものとする。

2 代表者は、前項の確定額が交付額を下回ったときは、その差額について速やかに本会へ返金するものとする。

(その他)

第11条 事業の実施にあたっては、案内、周知及び告知等の際に、普及促進事業の助成を受けて実施する旨を明記すること。

2 その他、この要綱に定める以外の事項については、その都度協議する。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日に施行し、同年4月1日から適用する。

別表1（第5条関係）

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
報 償 費	・報 償 費 講師及び指導者等の謝金（一人あたり）	5,000円
旅費交通費	・旅 費 講師及び指導者、団体等（主催者）の費用弁償	別表2
需 用 費	・会 議 費 室料、茶菓代等	実 費
	・消耗品費 ボール、ラインテープ、ネット等各競技関係用具及び記録用紙、医薬品並びに事務消耗品等	実 費
	・印刷製本費 印刷用紙、各種資料印刷代	実 費
	・飲 料 代 水分補給用飲料	実 費
役 務 費	・保 険 料 参加者傷害保険料 （関係する全ての人を対象とすること）	実 費
	・通信運搬費 電話代、切手代、送料等	実 費
使 用 料	・会場借上 競技場等借り上げ料	実 費
	・駐 車 場 駐車料金	実 費

別表2（第5条関係）

科 目	詳 細
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・出発地（所属先または自宅等）から会場等までの距離×37円×往復で積算。 ・ただし、移動距離が100kmを超える場合については、高速道路の利用料金を実費負担。 ・公共交通機関を利用した場合は、実費負担。 ・タクシーの利用は対象としない。

注意事項

- 1 事業を行う際は、必ず参加者全てを対象とした保険に加入すること。
- 2 1品あたりの購入額が5万円を超える場合は備品扱いとし、補助対象としない。
ただし、5万円を下回る品目で、且つ複数購入したことにより合計額が5万円を超える場合については、2社以上の相見積を徴収すること。
- 3 使途が明確に分かるよう、品目、個数等の明細が明らかであること。
- 4 交付額を上回った場合は、団体代表者の責任において補填するものとし、追加の予算措置は行わない。
- 5 その他については、各団体の会計基準に則り適切に処理すること。
- 6 報告時には、証拠書類のコピーを添付すること。
- 7 予算（科目間）の流用は認めるものとする。

第1号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

岐阜県障害者スポーツ協会
会長 松井逸朗様

団体名

代表者

印

障がい者スポーツ普及・促進事業助成金交付申請書

平成 年度 障がい者スポーツ普及・促進事業に要する経費として、下記のとおり助成金を交付されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

金

円也

1 添付書類

- (1) 実施計画書 別紙のとおり（任意様式）
- (2) 収支予算書 別紙1のとおり
- (3) 交付請求書 別紙2のとおり
- (4) その他関係資料

平成 年度

障がい者スポーツ普及・促進事業 収支予算書

収入の部

科 目	金 額	明 細
助 成 金		スポーツ協会助成金
会 費		参加会費等
その他収入		寄付金、団体負担金等
計		

支出の部

科 目	金 額	明 細
報 償 費		謝 金
旅費交通費		旅 費
需 用 費		会 議 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 飲 料 代
役 務 費		保 険 料 通 信 費
使 用 料		会 場 借 上 料 駐 車 料 金
計		

別紙 2

平成 年 月 日

岐阜県障害者スポーツ協会
会 長 松 井 逸 朗 様

団 体 名

代 表 者

印

障がい者スポーツ普及・促進事業助成金交付請求書

平成 年度 障がい者スポーツ普及・促進事業に要する経費を、下記のとおり請求します。

記

金 円也

(振込先)

金融機関名	店 名	種別	口座番号	口座名義人
		普通 当座		

第2号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

岐阜県障害者スポーツ協会
会長 松井逸朗様

団体名

代表者

印

障がい者スポーツ普及・促進事業完了届

平成 年度 障がい者スポーツ普及・促進事業が終了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1 障がい者スポーツ普及・促進事業助成額

金 _____ 円也
(交付決定額)

2 添付書類

- (1) 実績報告書 別紙のとおり（任意様式）
- (2) 収支報告書 別紙1のとおり
- (3) 収支出納簿 別紙2のとおり
- (4) その他関係資料（証拠書類の写し）

平成 年度

障がい者スポーツ普及・促進事業 収支決算書

収入の部

科 目	予算額	決算額	差引増減	明 細
助 成 金				スポーツ協会助成金
会 費				参加会費等
その他収入				寄付金、団体負担金等
計				

支出の部

科 目	予算額	決算額	差引増減	明 細
報 償 費				謝 金
旅費交通費				旅 費
需 用 費				会 議 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 飲 料 代
役 務 費				保 険 料 通 信 費
使 用 料				会 場 借 上 料 駐 車 料 金
計				

